

令和6年4月5日

保護者の皆様

津島市教育委員会
津島市小中学校長会

生成A I（人工知能）の利用について

日頃は、津島市教育委員会並びに市内小中学校の取組にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

令和5年7月4日に文部科学省から「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」が公表されました。これを受けて、市内小中学校におけるChatGPT等の生成A Iへの対応は下記のとおりとしますので、よろしくお願いいたします。

記

1 学校での教育活動における生成A Iの利用について

県教育委員会は、「保護者の十分な理解の下、生成A Iを取り巻く懸念やリスクに十分な対策を講じることができる学校においては、児童生徒に利用させることができる」との方針を示しております。また、児童生徒が将来、生成A Iを利用する可能性があることも踏まえ、市内小中学校の教育活動においては、生成A Iの活用を「情報モラル・リテラシー」の指導上必要な場合に限定したいと考えております。

2 学校外での生成A Iの利用について

ご家庭等でお子様に生成A Iを利用させる場合には、以下をご確認いただき、適切にご指導ください。

(1) 学校からの課題に対して

レポートや感想文等の課題に対して、生成A Iによる生成物やインターネットからのダウンロードした作品を自己の成果物として提出することは、目指す学びが得られず、自分のためになりません。またコンクール等においては、不正行為とみなされる場合があります。

(2) 生成A Iの概要

対話型生成A Iは、ある単語や文章の次に来る単語や文章を推測し、「統計的にそれらしい応答」を生成するものです。回答は誤りや事実と異なる内容を含む可能性が常にありますので、あくまでも「参考の一つに過ぎない」ことを十分に認識し、真偽を確かめること（いわゆるファクトチェック）を行い、最後は自分で判断することが必要です。

(3) 生成A Iツールの利用規約

各社より提供されている生成A Iは、年齢制限があり、保護者の同意が必要な場合もあります。利用するには利用規約を確認し、遵守してください。

(4) 情報の保護

生成A Iに入力した個人情報やプライバシー情報、機密情報が、生成A Iの機械学習に利用されることがあり、生成A Iの回答として出力されるリスクがあります。

(5) 著作権

他人の著作物の複製やアップロードを行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要です。また、生成A Iから生成されたものが他人の著作物と似ている創作的表現を含む場合などは、著作権の侵害となり得るので注意してください。

担当 津島市立神島田小
教頭 XXXXXXXXXX
電話 0567-31-0771